佐賀県
唐津市
KaratsuCity

Press Release

令和８年 10 月 19 日
唐津市選挙管理委員会

積雪等の影響を踏まえた投票所の見直しについて

唐津市選挙管理委員会では、積雪等の気象条件により、選挙当日の投票所の開設や運営に支障が生じるおそれがある浜玉・七山・厳木地区の計6投票区について、投票所および投票区を見直します。また、投票所の見直しに伴い、投票所までの移動が困難となる有権者等に配慮し、地域の身近な場所に移動期日前投票所を開設することで、投票機会の確保を図ります。

１ 見直し理由

浜玉・七山・厳木地区の一部の投票所では、積雪等の気象条件により、投票事務従事者の参集、投票所の開設・運営および投票終了後の投票箱等の開票所への送致に支障が生じるおそれがあります。

このため、選挙当日の安全で円滑な投票所運営を確保する観点から、対象となる投票所を近隣の投票所に見直します。

２ 対象投票所と見直し後の投票所・投票区

対象は、浜玉地区１投票区、七山地区１投票区、厳木地区4投票区の計6投票区で最寄りの投票区に統合しました。

現行当日投票所・投票区	見直し後の当日投票所・投票区
第 106 投票区 浜玉鳥巣地区活性化施設（鳥巣公民館）	第 105 投票区 浜玉林業構造改善センター（平原集会所）
第 204 投票区 七山池原集会所（旧池原小学校）	第 201 投票区 七山公民館
第 301 投票区 天川集会所	第 304 投票区 厳木町保健センター
第 302 投票区 杉宇土公民館	
第 303 投票区 旧厳木小学校平之分校	
第 305 投票区 瀬戸木場公民館	

３ 見直し時期

令和8年12月１日以降の選挙（令和8年12月20日執行予定の佐賀県知事選挙から）

見直し後、選挙ごとに投票所を変更することによる有権者の混乱を避けるため、冬季に限らず、今後の選挙においても見直し後の投票所となります。

4 移動期日前投票所の開設

今回の投票所の見直しに伴い、投票所までの移動が困難となる高齢者等に配慮し、「どこでも出張市役所」を活用した移動期日前投票所を設けます。

地域の身近な場所で投票できる機会を確保することで、投票所の変更後も有権者が投票しやすい環境の整備を図ります。

なお、移動期日前投票所の開設日時及び場所については、現在、地元関係者と調整を進めています。

本件の問い合わせ先
唐津市選挙管理委員会事務局
担当：下尾
電話：直通 72-9163（内線 3300）

積雪影響等による投票所見直し（概要）

選挙当日の安全確保と、移動期日前投票所による投票機会の確保

見直しの考え方	積雪等により、当日開設、従事者参集、投票箱送致に支障が生じるリスクの高い投票所を隣接投票所へ再編。 再編後は、選挙ごとに投票所を変更することによる有権者の混乱を避けるため、冬季に限らず、今後の選挙においても見直し後の投票所とする。 あわせて「どこでも出張市役所」による移動期日前投票所を設け、投票機会を確保する。
見直し時期	**R8.12月県知事選**から変更決定

見直し対象（6投票区）

投票区	現行当日投票所	見直し後の当日投票所
第106	浜玉鳥巣地区活性化施設（鳥巣公民館）	第105 浜玉林業構造改善センター（平原集会所）
第204	七山池原集会所（旧池原小学校）	第201 七山公民館
第301	天川集会所	第304 厳木町保健センター
第302	杉宇土公民館	第304 厳木町保健センター
第303	旧厳木小学校平之分校	第304 厳木町保健センター
第305	瀬戸木場公民館	第304 厳木町保健センター

唐津市選挙管理委員会